

ご案内

消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設しています

2022年4月に予定されている成年年齢の引き下げにより、知識や経験の乏しい18歳・19歳の消費者トラブルの増加が懸念されています。

そこで消費者庁では、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」を開設し、消費者トラブル関連の情報発信を行うなど、若年者層を中心とした消費者に積極的にアプローチしていきます。

「消費者庁 若者ナビ！」への友だち登録をお願いします。

【友だち登録方法】

お手持ちのスマートフォンなどにLINEアプリをインストールした後、次のいずれかの方法で「消費者庁 若者ナビ！」を「友だち」に登録してください。

①次のURLから友だち登録  
<https://page.line.me/837iyqz0penQrModal>true>

②次のQRコードを読み取り、友だち登録



詳しくは消費者庁ウェブサイトをご覧ください。

土地の境界問題でお困りの方へ

福島地方法務局と福島県土地家屋調査士会では、連携して境界問題の解決を支援しています。

【筆界特定制度】

筆界を明確にするため法務局の職員が専門家の意見を踏まえて、申請者などの意見に拘束されず、真実の筆界を特定します。

ただし土地の明け渡しなどの所有権に関する問題を直接解決することはできません。

【土地家屋調査士会ADR制度】

ADRとは、裁判外紛争解決手続きのことで、土地家屋調査士および弁護士が土地の境界問題について相談・調停を行い、柔軟に解決のお手伝いをします。

ただし相手方の応諾がないと手続きを進めることができません。

制度の詳細は、法務省のウェブサイト(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>)または福島県土地家屋調査士会のウェブサイト(<http://ksimaty.or.jp/>)をご覧ください。

【筆界特定制度に関すること】

①福島地方法務局不動産登記部門地図整備・筆界特定室  
 ☎024-5334-2048

【土地家屋調査士会ADR制度に関すること】

②境界紛争解決支援センター  
 ふくしま  
 ☎024-5335-3937

労働困りごと相談窓口のご案内

労働トラブルで困っていませんか？そんなときは「労働委員会」に相談しましょう。

【労働委員会とは？】

労働委員会は、労働者個人・労働組合と使用者(会社や団体などの事業主)との間の労働トラブルを迅速に解決するための県の行政機関です。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者の委員で構成されており、公正・中立な立場で労働トラブルの解決のお手伝いをします。

【労働困りごと相談窓口】

■相談方法

面談、電話、メールでの相談を受け付けています。

▽面談

福島県労働委員会事務局  
 (福島市中町8-2自治会館4階)

▽電話

☎024-521-7594

▽メール

福島県労働委員会ウェブ

ウェブサイト(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/65015a/roundou-soudan.html>)から受け付け

■相談受付時間

▽面談および電話

午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで(土日祝日、年末年始を除く)

▽メール  
 随時

■相談員

労働委員会事務局職員が対応します。

募集

介護福祉士養成科の訓練生を募集します

テクノアカデミー郡山では、求職中の方を対象として、国家資格「介護福祉士」の取得と介護福祉業界への正社員就職を目指すことを目的とした2年間の教育訓練を実施します。